

世界自然遺産屋久島観光マーケティング事業委託業務提案書募集要項

1 業務の概要

屋久島町では、世界自然遺産登録後、「自然遺産効果」と交通アクセスの充実等により、入込客数が飛躍的に増加した。

入込客数が増加したことにより、観光客数も増加し、観光産業は本町の基幹産業とも呼ばれるようになったが、順調に増加した入込客数も平成 19 年度をピークに減少傾向に転じ、観光客数も減少したといわれるようになっている。

観光客数の減少については、社会情勢の変化に伴う要因もあるが、観光実態調査を実施していない本町では「何が原因なのか」本質が見えない状況にあり、また、「観光客数が減少した」ということは、感覚的なものにすぎないものであることから、平成 25 年度において交通機関の協力を得ながら島外者利用者数調査を実施しているところである。

本事業は、現在交通機関と協力している「島外者利用者数調査」の精度を上げ、根拠ある統計資料として利用できるよう、空港・港における抽出的なアンケート調査、町内宿泊施設の宿泊者数及び満足度調査、山岳部も含めた主要観光施設の利用状況や満足度調査の外、観光関連者のもとより、商工業・農林水産業従事者を含む町民を対象としたアンケート調査を実施することにより、本町観光産業に求められている姿を明確化し、屋久島観光が地域振興にもたらす効果を専門的に分析し、将来目標である「屋久島町観光基本計画」を策定することが目的である。

したがって、本業務の実施にあたり、高度な専門的知識やノウハウを活用した提案を得るために受託者を公募型企画提案の方式により、提案を募集するものである。

2 委託期間

契約日から平成 27 年 3 月末日まで（予定）

3 業務実施箇所

屋久島町内

4 予算額

8,000,000 円（消費税込）

5 参加資格要件

- (1) 屋久島町及び鹿児島県において指名停止期間中でないこと
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き等又は民事再生法に基づく再生手続きの申し立てがなされていないこと。
- (3) 銀行取引停止となっていないこと。
- (4) 地域観光マネジメントに関する専門的な知識を有する者で、過去に地方公共団体等が策定した観光基本計画の策定業務に携わった経験を有すること。

6 契約方法

郵送により、見積書及び企画提案書を受け付け、価格及び提案書の内容等を選定委員会が審査し、その条件が本町にとって最も有利な者を第1優先契約候補として選定します。

また、第1優先契約候補者が辞退した場合、若しくは資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補に選定し、契約の交渉を行います。

さらに、参加提案者が1者の場合においても審査を実施し、その提案内容が審査基準をみたすと認められた場合は、契約候補と選定し契約を締結する。

なお、契約にあたっては、提出された提案書をもとに業務内容について協議したうえで、随意契約により契約を締結します。

※ 審査基準

- ・事業の提案、内容等が優れていること（基本知識・調査手法・分析手法、地域振興方策の内容等）
- ・事業の経済性が優れていること（金額的的確性・費用対効果）
- ・本事業を遂行するための高い能力を有すること（関連分野の事業実績等）
- ・当該事業を行う体制が整っていること

7 企画提案書の提出

- ・企画提案書（任意様式）

A 4両面印刷で正本1部（要押印）と副本8部を提出すること。

なお、作成にあたっては、仕様書に指定されたものを必ず記載すること。

- ・見積書（別紙様式）
- ・提出期限 平成26年5月16日（金）午後5時まで（必着）
- ・提出先

〒891-4292

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 1593 番地
屋久島町役場 商工観光課（担当：有馬）

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 企画提案に関するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の条件のいずれかに該当するものは審査の対象から除外します。
 - ア 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - イ 関係者に対して工作等不当な運動を行ったと認められた場合
 - ウ 企画提案書が定められた方法、提出先、期限に適合しない場合
- (4) 提案書及び関係書類は返却しません。
- (5) 企画提案書及び関係書類は、当該審査以外に提案者に無断で使用しません。
- (6) 問合せ先

〒891-4292

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 1593 番地
屋久島町役場 商工観光課（担当：有馬）

電 話 0997-43-5900（内線 221）

F A X 0997-42-1505